

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

平成28年度シーズンにおいて、我が国では9道県12農場で高病原性鳥インフルエンザの発生がありました。日本周辺および国際的な発生動向、渡り鳥のルートを考慮すると、平成29年度シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスの我が国への侵入リスクは高いと考えられます。

もう直ぐ、北方からの渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるので、養鶏農家や家きんを飼養する皆様におかれましては、鶏舎内への野鳥等の侵入防止対策や病原体の持ち込み防止等、飼養衛生管理基準の再点検をお願いします。



野鳥・ねずみ等の野生動物対策

- 1) 鶏舎及び防鳥ネットに破損や隙間が無い点検し、必要があれば速やかに修繕してください。(防鳥ネットには、網目の大きさが2cm以下またはそれと同等の効果を有すると認められるものをお使いください。)
- 2) 鶏舎内、給餌設備、給水設備、飼料保管場所に、野鳥やネズミ等の野生動物が侵入しないよう、施設の穴や隙間を塞いでください。また、鶏舎周囲に石灰を散布する方法も有効な対策の一つです。1m²当り0.5~1.0kgを目安に定期的に散布しましょう。
- 3) 鶏舎周辺は日頃から草刈りと整理整頓に努めて、ネズミ等の野生動物の隠れ場所や通り道を減らすとともに、定期的に駆除してください。



(裏面に続く)

神奈川県中央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124
東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

病原体の侵入防止対策

- 1) 農場入口の看板(標示)に破損等がないか点検し、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。
- 2) 衛生管理区域の出入口に消毒設備(消毒機器を含む)を設置し、車両の出入りの際に消毒を行いましょ。う。
- 3) 衛生管理区域及び鶏舎の出入口に消毒設備を設置し、出入りの際に手指及び靴の消毒(手指については、洗浄又は消毒)を行いましょ。う。
- 4) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、鶏舎ごとの専用の靴を設置し、出入りする者はこれを使用しましょ。う。

異常鶏を発見した際の早期通報

- 1) 次のような特定症状が見られた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。
同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合
(ただし、火災、風水害その他の非常災害の事情によることが明らかな場合は除きます。)
- 2) 次のような感染の疑いを否定できない場合も、ご連絡ください。
鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
5羽以上の家きんが、まとまって死亡している又は、まとまってうずくまっている場合

【参考事例】(出典：農林水産省作成パンフレット)

小規模な家きん飼養農場における取組事例



漁網やネット等を活用した
野生動物の侵入防止対策



消石灰の散布や踏込消毒槽の
設置による消毒の徹底



寒冷対策を兼ね、シートを張った
野生動物の侵入防止対策



ご不明な点や相談等あれば、当所までお問い合わせください。

